

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
第4章 具体的な取組	第4章 具体的な取組	
1 就労・住居の確保等	1 就労・住居の確保等	
(1) 就労の確保等	(1) 就労の確保等	
<p>【現状と課題】</p> <p>全国では、刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の約3倍となっており、不安定な就労が再犯リスクに結びつきやすいことが明らかになっています。</p> <p>道内では、令和元年現在で保護観察が終了した人のうち約3割の人が保護観察終了時に無職となっています。</p> <p>一般に犯罪をした人等の求職活動は、その前科等のために就職に当たっての困難が大きく、また、一旦就職しても基本的なマナーや対人関係能力の不足により早期に離職するなど、職場定着に困難を伴う場合が多いことから、就労支援の取組の一層の充実が求められています。</p> <p>また、犯罪をした人等が就労を確保し、継続するためには、彼らを受け入れ、支える周囲の人々の協力も必要になります。とりわけ、犯罪をした人等の事情を理解した上で雇用する「協力雇用主」の役割が重要です。</p> <p>道内では、令和元年現在で 1,477 社の企業が協力雇用主として登録していますが、実際の雇用に関わっている企業は 84 社と少なく、マッチングがなかなか進んでいないことが課題となっています。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>全国では、刑務所に入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の要因となっていることに鑑み、国においては、これまで、犯罪をした者等の就労を確保するため、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等が行われ、さらに第一次推進計画策定後は、就労やその継続の大前提となるコミュニケーション能力等の基本的な能力の強化、職場定着に向けた取組の強化等も進められています。</p> <p>国の二次計画においては、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、協力雇用主（前科等の事情を承知で刑務所出所者等を雇用し、その自立に協力する事業主）による実際の雇用に関わらないうこと、雇用された場合も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないことなどの課題が示され、適切な職業マッチングを促進するための多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の就職・職場定着支援、コミュニケーションスキルやビジネスマナーといった就労やその継続に必要な知識・技能の習得、社会復帰後の自立や就労を見据えた職業訓練の実施等を充実させる必要があるとしています。</p>	

道内においても、保護観察が終了した人のうち、令和4年現在で約4割が保護観察終了時に無職となっています。道としては、北海道就業支援センターや北海道生活困窮者自立支援相談窓口における相談・支援等の充実や協力雇用主制度の周知による雇用企業の開拓などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題、取組を進めていく必要があります。

グラフ：保護観察終了時に無職である人

グラフ：協力雇用主

【道の取組】

① 就労に向けた相談・支援の充実

(北海道就業支援センターによる支援)

・北海道就業支援センター(ジョブカフェ、ジョブサロン)において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。【経済部】

(就労に向けた職業訓練)

・道立高等技術専門学院(MONO テク)や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。【経済部】

【道の取組】

① 就職や職場定着に向けた相談・支援等の充実

(北海道就業支援センターによる支援)

・北海道就業支援センター(ジョブカフェ、ジョブサロン)において、カウンセリングや職場体験、各種セミナーの開催など就業や職場定着に向けた支援を行います。【経済部】

(就労に向けた職業訓練)

・道立高等技術専門学院(MONO テク)や民間訓練機関等において、若年者や離転職者等に対して職業に必要な技能・知識を付与するための訓練を実施します。【経済部】

<p>(生活困窮者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。【保健福祉部】 <p>(関係職員に対する研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。【保健福祉部】 <p>(障がい者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。【保健福祉部】 <p>② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上 (協力雇用主制度の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら協力雇用主制度の周知を行います。【環境生活部】 	<p>(少年サポートセンターによる取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少年サポートセンターにおいて、支援対象少年や保護者と継続的に連絡を取り、信頼関係を構築していく中で、求めに応じて、少年の就労や就労継続に向けた指導・助言等の支援を行います。【警察本部】 <p>(生活困窮者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援相談窓口において、住居のない不安定な就労に従事する人や離職者等に対する相談対応やハローワーク等と連携した就労支援を行います。【保健福祉部】 <p>(関係職員に対する研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業の従事者に対して研修を実施するなど、生活困窮者に対する支援の充実に努めます。【保健福祉部】 <p>(障がい者に対する就労支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着が困難な障がいのある人や就業経験のない障がいのある人に対する相談対応、助言等を行い、職業生活における自立を支援します。【保健福祉部】 <p>② 犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上 (協力雇用主制度の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道が主催する各種の企業向けセミナー等において、国の機関と連携しながら、新たな協力雇用主を開拓するため、協力雇用主及び犯罪をした者等を積極的に雇用する企業等に対し、協力雇用主制度の周知を行います。【環境生活部】 	
---	--	--

<p>(協力雇用主の受注機会の増大)</p> <p>・入札参加資格審査や業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献(協力雇用主)」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。【環境生活部】</p> <p>③ 関係機関・団体との連携強化</p> <p>・保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。【経済部】</p>	<p>(協力雇用主の受注機会の増大)</p> <p>・入札参加資格審査や業務委託における総合評価に当たり、案件に応じて、加点要素に「多様な雇用への貢献(協力雇用主)」を設定し、協力雇用主の受注機会の増大を図っていきます。【環境生活部】</p> <p>③ 関係機関・団体との連携強化</p> <p>・保護観察所が主催する刑務所出所者等就労支援事業協議会、刑務所出所者等就労支援推進協議会に参加し、関係機関・団体との連携を図っていきます。【経済部】</p>	
--	--	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
1 就労・住居の確保等	1 就労・住居の確保等	
(2) 住居の確保等	(2) 住居の確保等	
<p>【現状と課題】</p> <p>適切な住居の確保は、地域社会において安定した生活を送るための前提であり、再犯防止を図る上で大変重要です。適当な住居が確保されないまま、刑事施設を満期で出所した人の再犯に至るまでの期間は、出所後の住居が確保されている人と比較して短いことが明らかになっています。</p> <p>全国では、令和元年に刑務所を出所した人のうち、帰住先がない人の割合は約2割となっており、道内でも同様の状況となっています。</p> <p>高齢者や障がいのある人等出所に当たり特別な配慮や支援が必要な人については、地域生活定着促進事業による更生保護施設や自立準備ホーム、社会福祉施設への入所等の調整（特別調整）などが行われていますが、起訴猶予者等で特別調整や保護観察の対象とならないなど、福祉サービスにつながらない人に対する支援が課題となっています。</p> <p>また、刑務所等の出所後に、親族等のもとへ帰住することができない人に対する居場所を提供する更生保護施設等は、あくまでも一時的なものであり、そうした施設からの退所後の住居の確保が重要ですが、退所後に住居を借りようとしても、身元保証人がいないなどの事情で入居が困難な場合があるなどの課題があります。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>全国では、適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高く、また道内においても、令和3年に新たに刑務所に入所した高齢者のうち再入者が約8割と非常に高い割合となっており、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つといえる。</p> <p>国においては、これまで、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の入所機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきており、また、更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についても検討が進められてきました。</p> <p>国の二次計画においては、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題も示されています。</p> <p>道においても、公営住宅への入居における配慮や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進、北海道地域生活定着支援センターにおける支援が必要な人の帰住先の確保などに取り組んできた</p>	

ころであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

グラフ：帰住先がない人

【道の取組】

① 公営住宅への入居における配慮

(道営住宅への入居における配慮)

・道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。

【建設部】

(市町村営住宅への入居における配慮)

・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。【建設部】

② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

・北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建設部】

③ 支援が必要な人の帰住先の確保

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行

【道の取組】

① 公営住宅への入居における配慮

(道営住宅への入居における配慮)

・道営住宅への入居に当たっては、既存入居者や入居希望者の方々の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。【建設部】

(市町村営住宅への入居における配慮)

・市町村営住宅への入居に当たっては、各市町村に対して地域の実情やストックの状況等を総合的に十分勘案の上、配慮されるよう周知を行います。【建設部】

② 新たな住宅セーフティネット制度の活用促進

・北海道居住支援協議会や関係団体と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。【建設部】

③ 支援が必要な人の帰住先の確保

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難

<p>います。【保健福祉部】</p> <p>④ 生活困窮者の住居の確保</p> <p>・生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。</p> <p>【保健福祉部】</p>	<p>と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。【保健福祉部】</p> <p>④ 生活困窮者の住居の確保</p> <p>・生活困窮者自立相談窓口において、住宅の確保に向けた相談や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援を行います。</p> <p>【保健福祉部】</p>	
--	--	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
(1) 高齢者や障がい者等への支援等	(1) 高齢者や障がい者等への支援等	
<div data-bbox="100 304 956 1270" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>全国の状況として、65歳以上の高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかになっています。</p> <p>道内では、令和元年に新たに刑務所に入所した高齢者のうち、約8割が再入者となっており、再入者率が非常に高くなっています。</p> <p>しかしながら、本人が希望しないなどの理由から国が行う特別調整の対象とならない場合があることや、保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないこと、市町村の取組状況等に差があることなどにより、支援を必要としている人に十分な支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の強化が課題となっています。</p> <p>また、犯罪をした高齢者や障がいのある人等の再犯を防止するためには、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結び付けることなど（入口支援）が、犯罪等の常習化を防ぐために重要です。</p> </div>	<div data-bbox="1010 304 1859 1356" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。</p> <p>国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けが図られてきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等が実施されてきました。</p> <p>また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、令和3年度から、高齢又は障害により福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組が開始されました。</p> <p>国の二次計画においては、高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があること、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、市町村、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課</p> </div>	

題も示されています。

道においても、北海道地域生活定着支援センターや生活困窮者自立支援窓口による支援などに取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進める必要があります。

グラフ：高齢者（65歳以上）の再入所の状況

グラフ：北海道地域生活定着支援センターによる調整

【道の取組】

① 保健医療・福祉サービスの提供

(支援が必要な人に対するサービスの提供)

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

(生活困窮者に対する自立支援)

・生活困窮者自立相談窓口において、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。【保健福祉部】

【道の取組】

① 保健医療・福祉サービスの提供

(支援が必要な人に対するサービスの提供)

・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】

(生活困窮者に対する自立支援)

・生活困窮者自立相談窓口において、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や一時生活支援事業の実施などにより、生活困窮者の自立を包括的かつ継続的に支援します。【保健福祉部】

<p>(出所者等に対する情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出所後等に保健福祉サービスをスムーズに利用できるよう、国や市町村等と連携した出所者等に対する保健福祉サービスの周知の方法について検討します。【環境生活部】 <p>② 関係機関・団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】 	<p>(出所者等に対する情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出所後等に保健福祉サービスをスムーズに利用できるよう、国や市町村等と連携した出所者等に対する保健福祉サービスの周知の方法について検討します。【環境生活部】 ・通信アプリ LINE を活用し、生活や心の悩みや困りごとに対する道内の相談窓口を紹介する「北海道支援情報ナビ」を運営する事業者と事業連携。登録希望の民間団体を募集し、支援情報の充実を図ります。【保健福祉部】 <p>② 関係機関・団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】 ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力しながら、社会福祉施設等への入所等の必要な保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。【保健福祉部】 <p>③ 被疑者等への支援を含む効果的な入口支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域生活定着支援センターにおいて、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、福祉的支援を必要とする高齢又は障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対し、釈放後すぐに福祉サービスが利用できるように調整、支援を行います。【保健福祉部】 	
--	--	--

	<p>④ 地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化等</p> <ul style="list-style-type: none">・地域生活定着支援センターの取組、地方公共団体との協働 <p>北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。(再掲)【保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none">・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。【保健福祉部】 <p>⑤ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・北海道地域生活定着支援センターにおいて、更生保護施設や社会福祉施設への入所など、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の帰住先の確保に向けた支援を行います。(再掲)【保健福祉部】 <ul style="list-style-type: none">・北海道地域生活定着支援センターにおいて、地区懇談会を開催するなど、国や市町村、関係団体との連携や地域ネットワークの構築を推進します。(再掲)【保健福祉部】	
--	--	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等	
(2) 薬物依存を有する人への支援等	(2) 薬物依存を有する人への支援等	
<div data-bbox="98 304 958 911" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>全国で覚醒剤取締法違反による令和元年の検挙人員は 8,283 人で、高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の 2 割以上が同法違反によるものとなっています。</p> <p>道内では、令和元年の覚醒剤事犯検挙人員のうち、再犯者の割合は約 8 割となっており、再犯者率が非常に高くなっています。</p> <p>薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に薬物への依存を持つ人である場合も多く、薬物依存症から回復するために継続的な治療・支援を受けることが重要となります。</p> <p>また、薬物等の依存からの回復には長い期間を要することから、本人のみならずその家族に対する更生保護関係機関や医療機関などの連携による継続的な支援が必要です。</p> </div>	<div data-bbox="1003 304 1863 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があることから、国においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援が進められてきました。</p> <p>また、薬物依存症は、薬物の使用を繰り返すことにより本人の意思とは関係なく誰でもなり得る病気であり、回復可能であることについての普及啓発、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等が進められてきました。さらに、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムが実施されてきました。</p> <p>国の二次計画では、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあり、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しており、また、大麻事犯の検挙人員が 8 年連続で増加し、その約 7 割を 30 歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなどの課題もあるとされており、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関</p> </div>	

の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関等の各関係機関が、“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があることを示しています。

道内においても、令和3年の覚醒剤事犯検挙人員のうち再犯者の割合は約7割と非常に高くなっていることから、道として、北海道立精神保健福祉センターによる薬物依存症の専門相談への対応や回復に向けた支援などに取り組んでおり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

グラフ：覚醒剤事犯の再犯者率等

【道の取組】

① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組

(薬物依存症からの回復に向けた支援)

- ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。

【保健福祉部】

(関係職員に対する研修)

- ・精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。**【保健福祉部】**

【道の取組】

① 薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組

(薬物依存症からの回復に向けた支援)

- ・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物等依存症の専門相談に対応するとともに、薬物依存症からの回復に向けた支援を行います。

【保健福祉部】

(関係職員に対する研修)

- ・精神保健福祉業務に従事する職員等が依存症の理解・援助等を習得し、技術の向上を図るため研修を実施します。**【保健福祉部】**

② 関係機関・団体との連携強化

(関係機関の連携強化)

・国や関係団体等で構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、情報共有を行うなど連携強化を図ります。【保健福祉部】

(児童生徒に対する普及啓発)

・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。

【北海道教育庁・北海道警察本部・保健福祉部】

(関係職員等に対する研修等)

・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。【保健福祉部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。【保健福祉部】

④ 民間団体等への支援

(民間団体の活動支援)

・関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。

② 関係機関・団体との連携強化

(関係機関の連携強化)

・国や関係団体等で構成する薬物乱用防止対策北海道推進本部において、情報共有を行うなど連携強化を図ります。【保健福祉部】

(児童生徒に対する普及啓発)

・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。

【北海道教育庁・北海道警察本部・保健福祉部】

(関係職員等に対する研修等)

・保健所職員や薬物乱用防止指導員、保健・医療・福祉サービス従事者等に対し、薬物乱用防止や依存症に関する研修や情報提供を行い、資質の向上と情報共有を図ります。【保健福祉部】

③ 薬物事犯者の家族に対する支援

・北海道立精神保健福祉センターにおいて、薬物依存に悩む本人や家族等への個別相談に対応しているほか、薬物問題を持つ人のためのワンデイ・セミナーを実施します。【保健福祉部】

④ 民間団体等への支援

(民間団体の活動支援)

・関係機関や相談員、ボランティア等との相互の連携を図り、求めに応じて、講演会等へ職員を派遣する等、必要な支援を行います。

<p>【保健福祉部】</p> <p>(自助グループとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存を有する人に対する支援を行う自助グループの活動紹介を行うなど、関係団体との連携を図ります。【環境生活部】 <p>⑤ 薬物乱用防止に関する広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。 <p>【北海道警察本部・保健福祉部】</p>	<p>【保健福祉部】</p> <p>(自助グループとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物依存を有する人に対する支援を行う自助グループの活動紹介を行うなど、関係団体との連携を図ります。【環境生活部】 <p>⑤ 薬物乱用防止に関する広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。 <p>【北海道警察本部・保健福祉部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麻薬取締官OBや警察職員、保健所職員等の協力を得ながら、各学校に対して薬物に対する正しい知識等に関する啓発資材を配布したり、薬物乱用防止教室を実施するなど、児童生徒の薬物乱用防止対策の普及啓発に取り組みます。(再掲)【教育庁・警察本部・保健福祉部】 ・薬物乱用防止に関する啓発資材の作成や、地域のイベント等啓発機会を通じて、地域住民への普及啓発に取り組みます。(再掲)【警察本部・保健福祉部】 	
--	---	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
3 学校等と連携した修学支援の実施等	3 学校等と連携した修学支援の実施等	
(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	(1) 学校等と連携した修学支援の実施等	
<div data-bbox="98 400 958 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>我が国では、ほとんどの人が高等学校等に進学する状況にあります が、その一方で、令和元年の少年院入院者の 24.4%、入所受刑者の 34.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。</p> <p>また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を 中退する人も多く、令和元年の少年院入院者の 40.1%、入所受刑者 の 23.9%が高等学校を中退している状況にあります。</p> <p>道内においてもこれらの状況に大きな違いはなく、この状況を改善 するためには、児童生徒の非行の未然防止に取り組むだけでなく、非 行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰す るための自立に必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での 受入れを一層進めることが求められています。</p> <p>また、非行や犯罪の未然防止と進学・復学により継続して学ぶため の支援等について、より充実させていく必要があります。</p> </div>	<div data-bbox="1003 400 1863 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>全国の高等学校への進学率は、98.8 パーセントであり、ほとんどの 者が高等学校に進学する状況にありますが、その一方で、入所受刑者 の 33.8 パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8 パーセントは 高等学校を中退しています。また、少年院入院者の 24.4 パーセント は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学し た者のうち 56.9 パーセントは高等学校を中退している状況にありま す。</p> <p>社会において、就職して自立した生活を送る上では、高等学校卒業 程度の学力が求められることが多い実情にあることを踏まえ、国にお いては、これまで、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中 退者等に対する学習相談や学習支援が実施されてきました。また、矯 正施設における高等学校卒業程度認定試験に向けた指導、少年院在院 者に対する高等学校教育機会の提供や出院後の進路指導、保護観察所 における保護司や BBS 会等の民間ボランティアと連携した学習支援 等が実施されてきました。</p> <p>国の第二次計画では、依然として、少年院出院時に復学・進学を希 望している者のうち、約 7 割は復学・進学が決定しないまま少年院を 出院しているなどの課題もあることから、引き続き、矯正施設におい て、教科指導の充実を図るとともに、少年院出院後も一貫した修学支</p> </div>	

援を実施できるよう、矯正施設、保護観察所、学校等の関係機関の連携を強化していく必要があること、また、非行が、修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があることが示されています。

道内においても、犯罪をした人等の就学については、全国と同様の状況が見られることから、道として、非行防止教室の開催や学校における相談対応、児童相談所による関係機関と連携した対応などの取組を進めており、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

グラフ：犯罪をした人等の就学（少年院入院者）

グラフ：犯罪をした人等の就学（入所受刑者）

【道の取組】

① 児童生徒の非行の未然防止等

（児童生徒への啓発等）

・非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組めます。

【北海道警察本部】

（少年サポートセンターによる取組）

・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行います。

【道の取組】

① 児童生徒の非行の未然防止等

（児童生徒への啓発等）

・非行防止教室の開催や、学校警察連絡協議会、児童相談所等の関係機関との連携により、児童生徒の非行防止に取り組めます。

【北海道警察本部】

（少年サポートセンターによる取組）

・少年サポートセンターにおいて、街頭補導、少年心理専門官等による相談対応など、少年の非行防止に向けた活動を行います。

<p>【北海道警察本部】</p> <p>(学校における相談対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【北海道教育庁】 <p>(子どもの相談支援センターによる相談対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。【北海道教育庁】 <p>(児童相談所と関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。【保健福祉部】 <p>(青少年の非行防止に向けた啓発活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間(7月)において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。 <p>【環境生活部】</p>	<p>【北海道警察本部】</p> <p>(学校における相談対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめや暴力行為等の未然防止と早期発見・早期解決を図るため、学校現場においてスクールカウンセラーを効果的に活用し、教育相談等を行うとともに、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣や福祉等の関係機関と連携した支援を行います。【北海道教育庁】 <p>(子どもの相談支援センターによる相談対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども相談支援センターにおいて、いじめや不登校などの学校等で生じる様々な問題について、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につながる支援を行います。【北海道教育庁】 <p>(児童相談所と関係機関との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所において、ぐ犯相談、触法相談があった場合に、市町村、学校や警察等関係機関と連携し、必要な支援を行います。【保健福祉部】 <p>(青少年の非行防止に向けた啓発活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間(7月)において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。【保健福祉部】 <p>(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。【保健福祉部】 	
---	--	--

<p>(青少年のネットトラブル防止に向けた啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道青少年有害情報対策実行委員会において、関係機関が連携し、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、日頃から周囲の大人たちが青少年のインターネット利用に関心を持ち、注意深く見守っていくことを啓発します。【環境生活部】 <p>② 学校等と連携した立ち直り支援</p> <p>(児童自立支援施設における学習指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設(大沼学園、向陽学院)内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。【保健福祉部】 <p>(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。 <p>【北海道警察本部】</p>	<p>(青少年のネットトラブル防止に向けた啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道青少年有害情報対策実行委員会において、関係機関が連携し、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るため、日頃から周囲の大人たちが青少年のインターネット利用に関心を持ち、注意深く見守っていくことを啓発します。【保健福祉部】 <p>② 学校等と連携した立ち直り支援</p> <p>(児童自立支援施設における学習指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設(大沼学園、向陽学院)内にある分校において、入所児童の地元小中学校への復学や高校進学を目的として、一人ひとりの能力に合わせた学習指導を行います。【保健福祉部】 <p>(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。 <p>【北海道警察本部】</p>	
---	---	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等		
(1) 特性に応じた効果的な支援の実施等		
<p>【現状と課題】</p> <p>再犯防止のための指導・支援等を効果的に行うには、犯罪や非行の内容はもとより、経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、対象者それぞれの特性を把握した上で適切な指導等を選択し、継続的に働きかけていくことが重要です。</p> <p>このためには、国や関係機関等と連携しながら、性犯罪者、暴力団関係者等の再犯リスクが高い人、可塑性に富む少年・若年者など、犯罪被害者の視点を取り入れながら、対象者の特性に応じた指導や支援の充実に努める必要があります。</p>	<p>【現状と課題】</p> <p>出所受刑者等の2年以内再入率の推移を罪名別（覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）、属性別（高齢、女性、少年）に見ると、それぞれに傾向があり、また、各個人に着目しても、犯罪や非行の内容はもちろんのこと、心身の状況、家庭環境、交友関係等、犯罪の背景にある事情は様々です。</p> <p>再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においては、これまで、刑事施設における評価機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実が図られてきました。また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策が進められてきました。</p> <p>国の二次計画においては、矯正施設及び保護観察所における評価内容等の関係機関への引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題が示され、また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対</p>	

し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があることとされています。

道では、性犯罪者、暴力団関係者等の再犯リスクが高い人、少年・若者など、犯罪被害者の視点を取り入れながら、対象者の特性に応じた指導や相談などの取組を進めてきたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

グラフ：覚醒剤取締法違反における2年以内再入数及び再入率

グラフ：性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）における2年以内再入数及び再入率

グラフ：傷害・暴行における2年以内再入数及び再入率

グラフ：窃盗における2年以内再入数及び再入率

【道の取組】

① 性犯罪者に対する指導等

・子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。

【北海道警察本部】

② 暴力団関係者等に対する指導等

(就労支援等の離脱支援)

・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。**【北海道警察本部】**

(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組)

・国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。**【北海道警察本部】**

(離脱者の受入企業の拡大)

・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。**【北海道警察本部】**

③ 少年・若年に対する支援等

(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)

・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。**【環境生活部】**

【道の取組】

① 性犯罪者に対する指導等

・子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者について、法務省の協力を得て、その後の所在確認を行うほか、当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯を防止するための助言、指導等を行います。

【北海道警察本部】

② 暴力団関係者等に対する指導等

(就労支援等の離脱支援)

・離脱希望者に対して、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携して、就労支援を軸とした離脱支援に取り組みます。**【北海道警察本部】**

(北海道暴力団離脱者支援対策協議会による取組)

・国や道、市町村、関係団体等で構成する北海道暴力団離脱者支援対策協議会において、情報共有を行うなど、暴力団からの離脱支援や離脱者の社会復帰対策を推進します。**【北海道警察本部】**

(離脱者の受入企業の拡大)

・公益財団法人北海道暴力追放センターにおける離脱者を雇用した企業に対する給付金制度の活用や関係団体との連携強化などにより、離脱者の受入企業の拡大を図ります。**【北海道警察本部】**

③ 少年・若年に対する支援等

(北海道子ども・若者支援地域協議会による取組)

・北海道子ども・若者支援地域協議会において、非行をした少年及びその家族に対し、関係相談窓口を周知します。**(再掲)【保健福祉部】**

<p>(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。(再掲)【北海道警察本部】 <p>(市町村要保護児童対策地域協議会による取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。【保健福祉部】 <p>(少年院入所中の少年に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。【北海道警察本部】 <p>④ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。【保健福祉部】 <p>⑤ 飲酒運転をした人等に対する指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をし 	<p>(少年の居場所づくり活動を通じた立ち直り支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生ボランティアや少年警察ボランティアと連携し、学習支援、農業体験等の少年の居場所づくり活動を通じて立ち直り支援を行います。(再掲)【北海道警察本部】 <p>(市町村要保護児童対策地域協議会による取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村要保護児童対策地域協議会において、要支援・要保護児童等について関係機関と情報共有を行うとともに、対象児童に対する支援の内容に関する協議を行います。【保健福祉部】 <p>(少年院入所中の少年に対する取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矯正管区と連携し、少年院入所中の少年に対し、特殊詐欺等への加担など、非行防止に関する講話を実施します。【北海道警察本部】 <p>④ 発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターにおいて、関係機関の職員向けの研修等を行うなど、発達障がいを持つ人を支援する体制整備を進めます。【保健福祉部】 <p>⑤ 飲酒運転をした人等に対する指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道立精神保健福祉センター、保健所等において、飲酒運転をした人及びその家族等からの相談に対応するとともに、飲酒運転をした人に対する保健指導を行います。【保健福祉部】 	
---	--	--

	<p>⑥ ストーカー・DV加害者に対する指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストーカー・DV加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等について保護観察所と情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、問題行動を把握した場合は保護観察所に対して仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する際に必要な疎明資料を提供するなど、これら加害者に対する適切な措置を実施します。【警察本部】 <p>⑦ 女性の抱える困難に応じた指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談援助センターにおいて、就労支援及び社会的自立に必要な生活指導・援助を行うとともに、住宅の確保、援護等に関する制度等の情報提供を行います。【保健福祉部】 <p>⑧ 盗撮等が止められない人への精神保健福祉センターの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道立精神保健福祉センターでは、盗撮等の性に関する問題行動が止められない方に対する取組として、「性的行動に関するワークブック」を札幌保護観察所の協力を得て作成、更に、これをベースに「万引き行動に関するワークブック」を作成し、万引きが止められない方への支援を行っている。【保健福祉部】 	
--	--	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	
(1) 民間協力者の活動の促進等	(1) 民間協力者の活動の促進等	
<div data-bbox="98 304 958 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>本道の各地域においては、犯罪をした人等の指導・支援、犯罪予防活動等に当たる保護司や犯罪をした人等の社会復帰を支援する活動を行う更生保護女性会、BBS（Big Brothers and Sisters Movement）会等の更生保護ボランティアや、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、矯正を支える篤志面接委員や教誨師等、多くの民間ボランティアの方々が、安全・安心 なまちづくりや再犯防止のために活動しています。</p> <p>また、道内の更生保護施設や保護司会等の一部では、犯罪をした人等の社会復帰に向けた自発的な支援活動を行っている例もあり、地域における「息の長い」支援を確保する上でも、そうした活動のさらなる推進が望まれます。</p> <p>しかしながら、保護司の高齢化が進んでおり、担い手が不足していることや民間ボランティアや民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていないことが課題です。</p> </div>	<div data-bbox="1003 304 1863 1366" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆる段階をカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった官の活動とも連携した取組が行われています。</p> <p>民間協力者のうち、保護司は、犯罪をした者等が孤立することなく、社会の一員として安定した生活を送れるよう、保護観察官と協働して保護観察を行うなどの活動を行っており、地域社会の安全・安心にとっても、欠くことのできない存在です。</p> <p>また、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行う更生保護女性会や BBS 会等の更生保護ボランティア、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティア、都道府県からの委託を受けて活動する地域生活定着支援センター、更生支援計画の策定等に関わる社会福祉士・精神保健福祉士、刑事弁護や少年事件の付添人としての活動のみならず社会復帰支援・立ち直り支援にも関わる弁護士、自らの社会復帰経験に基づいて支援を行う自助グループなど、数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし、相互に連携し、あるいは刑事司法関係機関や地方公共団体とも連携しながら、再犯の防止等に関する施策</p> </div>	

を推進する上で欠くことのできない活動を行っています。

国では、こうした民間協力者が果たす役割の重要性に鑑み、民間協力者の活動を一層促進していくことはもとより、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取組に参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働き掛けを行っていく必要があります。また、民間協力者が、“息の長い”支援を行う上で極めて重要な社会資源であることを踏まえ、民間協力者との連携を一層強化していく必要があるとしています。

国の二次計画では、保護司について、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでおり、その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されているとしています。こうした課題に対応し、幅広い世代から多様な人材を確保することができる持続可能な保護司制度の構築に向けて、保護司組織の運営を含む保護司活動の支障となる要因の軽減等について検討を進め、保護司活動の基盤整備を一層推進していく必要があるとしています。

道では、様々な機会を活用して、保護司会等の活動を周知し、積極的に広報啓発を行うとともに、再犯防止に貢献された方々の表彰を行うなどの取組を進めてきたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対応し、取組を進めていく必要があります。

グラフ：保護司

グラフ：「社会を明るくする運動」の参加者

【道の取組】

① 民間ボランティアの確保

(更生保護活動を担う人材確保への協力)

・道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS 会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。**【環境生活部】**

(保護司確保のための支援)

・保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。

【環境生活部】

② 民間ボランティア等の活動に対する支援の充実

(更生保護活動に関する広報)

・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。**【環境生活部】**

【道の取組】

① 民間ボランティアの確保

(更生保護活動を担う人材確保への協力)

・道のホームページ等において、保護司会や更生保護女性会、BBS 会等の活動を積極的に周知するとともに、新たに更生保護ボランティア等での活動を希望する方には、保護観察所への相談を呼びかけるなど、人材の確保に協力します。**【環境生活部】**

(保護司確保のための支援)

・保護司の人材確保を支援するため、保護観察所と連携し、道職員の定年退職予定者に対するパンフレット配付などの取組を行います。

【環境生活部】

・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。**【環境生活部】**

・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。**【環境生活部】**

② 民間ボランティア等の活動に対する支援の充実

(更生保護活動に関する広報)

・「社会を明るくする運動」等の機会を通じて、保護司や更生保護女性会、BBS 会等民間協力者の活動に関する広報啓発を行い、活動に対する道民の理解を促進します。**【環境生活部】**

<p>(少年警察ボランティアの活動支援)</p> <p>・少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行います。【北海道警察本部】</p>	<p>・国や市町村と連携して、保護司をはじめとした民間ボランティアの方々の活動がしやすいよう、情報提供します。【環境生活部】</p> <p>(少年警察ボランティアの活動支援)</p> <p>・少年警察ボランティアの活動を推進するため、必要な知識及び技能に関する研修を行います。【北海道警察本部】</p>	
--	---	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	
(2) 広報・啓発活動の推進等	(2) 広報・啓発活動の推進等	
<div data-bbox="91 501 954 1323" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪をした人等の社会復帰に向けては、自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないように、道民の理解と協力を得て、再び地域社会を構成する一員となることを支援することが重要です。</p> <p>しかしながら、道が令和元年に実施した道民意識調査によると、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいか」という問いに対して、「思う」もしくは「どちらかと言えば思う」と答えた人は4割以下*に留まっています。また、「協力したいと思わない」理由としては、約半数の方が、「自分に何ができるか分からない」、「犯罪や非行をした人たちの背景・原因がわからない」と回答しており、更生保護や再犯防止の概念は道民にとって必ずしも身近ではなく、再犯防止に向けた施策に関する理解や関心が十分に深まっているとは言えないことや、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても道民に十分に認知されていないことなどが課題となっています。</p> </div>	<p>【参考】</p> <p>道民意識調査において、「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合 35.9%(令和元年)</p>	

【道の取組】

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(「社会を明るくする運動」による理解の促進)

・北海道地方更生保護委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間の機会などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。**【環境生活部】**

(各種啓発事業を通じた理解の促進)

・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施します。**【北海道警察本部】**

(市町村との連携による取組)

・「社会を明るくする運動」の住民への認知を高めていくため、市町村に対し、本運動の趣旨への理解と協力を依頼します。**【環境生活部】**

(青少年の非行防止に向けた啓発活動)

・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間(7月)において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。(再掲)

【環境生活部】

(地域生活定着支援センターの取組の理解の促進)

・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着に向けた北海道地域生活定着支援センターにおける取組について、地域の理解を得られるよう、普及啓発活動を行います。**【保健福祉部】**

【道の取組】

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(「社会を明るくする運動」による理解の促進)

・北海道地方更生保護委員会等と連携し、「社会を明るくする運動」や再犯防止啓発月間の機会などを通じて、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深める取組を推進します。**【環境生活部】**

(各種啓発事業を通じた理解の促進)

・市町村や「社会を明るくする運動」関係団体が主催するセレモニーやパレード等の各種事業において、犯罪や非行防止について広く啓発を実施します。**【北海道警察本部】**

(市町村との連携による取組)

・「社会を明るくする運動」の住民への認知を高めていくため、市町村に対し、本運動の趣旨への理解と協力を依頼します。**【環境生活部】**

(青少年の非行防止に向けた啓発活動)

・青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間(7月)において、関係機関が連携して非行防止のための啓発活動を行います。(再掲)

【保健福祉部】

(地域生活定着支援センターの取組の理解の促進)

・矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある人の円滑な社会復帰や地域生活への定着に向けた北海道地域生活定着支援センターにおける取組について、地域の理解を得られるよう、普及啓発活動を行います。**【保健福祉部】**

<p>② 民間協力者に対する表彰</p> <p>(保護司の表彰)</p> <p>・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。【環境生活部】</p> <p>(暴力追放団体等の表彰)</p> <p>・暴力追放等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行います。【北海道警察本部】</p>	<p>② 民間協力者に対する表彰</p> <p>(保護司の表彰)</p> <p>・多年にわたり、更生保護に貢献し、その功績が顕著な保護司の表彰を行います。【環境生活部】</p> <p>(暴力追放団体等の表彰)</p> <p>・暴力追放等の取組に貢献した地域暴力追放団体、職域暴力追放団体及び個人の表彰を行います。【北海道警察本部】</p>	
---	---	--

北海道再犯防止推進計画（現行）	第二次北海道再犯防止推進計画（仮称）事務局素案	備考
6 国・市町村・民間団体等との連携強化	6 地域による包摂を推進するための取組	
(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化	(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化	
<div data-bbox="98 304 958 949" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪をした人等の中には、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関による指導、支援等を受け終わった後においても、その社会復帰を促進し、再犯を防止するためには、地域における継続的な支援を必要とする人がいることから、個別の必要性に応じ、各種住民サービスや民間団体による支援を円滑につなげ、フォローすることを可能とする連携の仕組みが必要です。</p> <p>また、地方公共団体が再犯防止に取り組むに当たっては、犯罪をした人等が抱える様々な課題に対する支援等に関する十分な知見や情報を有していないことが課題の一つとなっています。</p> <p>このため、道及び道内の刑事司法関係機関やその他の関係機関、団体等が犯罪をした人等に関する情報を共有し、包括的に協議する場を継続的に設ける必要があります。</p> </div>	<div data-bbox="1003 304 1863 1364" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【現状と課題】</p> <p>犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要となります。</p> <p>刑事司法手続を離れた者に対する支援は、主に地方公共団体が主体となって一般住民を対象として提供している各種行政サービス等を通じて行われることが想定されるため、「地域による包摂」を進めていく上では、地域住民に身近な地方公共団体の取組が求められます。</p> <p>国の第二次計画では、これまで再犯防止分野において国と地方公共団体が担うべき具体的役割が必ずしも明確とはいえない面があったこともあり、再犯の防止等に関する地方公共団体の理解や施策の実施状況には依然として地域差が認められること、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報に乏しく、国において、これらを提供するなどの支援をしていく必要があること、支援の利用のしやすさを確保するという観点から、地域社会における関係機関や民間協力者等との連携を更に強化していく</p> </div>	

必要があることなどの課題が示され、国と地方公共団体が担う役割が具体的にされた（本計画の P.○参照）ところであり、引き続き、地方公共団体の取組を促進するとともに、地域社会における国・地方公共団体・民間協力者等による支援連携体制を更に強化していくことなどが必要であるとしています。

道としては、国の関係機関や民間団体等で構成する会議の形成などの連携体制の整備や情報提供などの連携強化に取り組んできたところであり、引き続き、国や市町村、関係団体等と連携しながら、これらの課題に対し、広域自治体としての役割を踏まえた取組を進めていきます。

【参考】

北海道内市町村の地方再犯防止推進計画等の策定状況 (R5.4.1 現在)
21 市町村 (出典:道環境生活部調べ)

【道の取組】

① 連携体制の整備

・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」及び、各保護観察所管内 (札幌・函館・旭川・釧路) 4ブロックにおいて「地域会議」を開催し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。【環境生活部】

【道の取組】

① 連携体制の整備

・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」を設置し、支援に関する情報の共有や本計画の推進上の課題等について協議を行うなど、道内各地域で関係機関相互の連携強化を図ります。【環境生活部】

② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

(市町村への情報提供等)

・市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【環境生活部】

(道の各種支援制度の情報提供)

・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。【環境生活部】

② 地域の関係機関・団体に対する情報提供等

・再犯防止に資する取組を促進し関連施策の有機的連携を確保するため、道内の関連情報を収集し、関係機関・団体へメールマガジンを配信し、情報を共有します。【環境生活部】

・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。【環境生活部】

(道の各種支援制度の情報提供)

・道の各種支援制度について、ホームページを通じてわかりやすく提供し、犯罪をした人等を支援する関係機関等が活用できるよう努めます。【環境生活部】

③ 市町村との連携

・広域自治体として、市町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて市町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施を検討します。【環境生活部】

・市町村における再犯防止に資する取組を促進し、関連施策の有機的連携を確保するため、必要な情報提供を行うとともに、各種施策の検討・推進に協働して取り組みます。【環境生活部】

・再犯防止に資する取組を促進し関連施策の有機的連携を確保するため、道内の関連情報を収集し、関係機関・団体へメールマガジンを配信

	し、情報を共有します。(再掲)【環境生活部】	
--	------------------------	--